

分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子さまと そのご家族を支える産科医療補償制度をご存知ですか？

産科医療補償制度について

産科医療補償制度は、産科医不足の改善や産科医療提供体制の確保を背景として、分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子さまとその家族の経済的負担を速やかに補償するために設けられました。同時に、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどによ

重度脳性まひのお子様とご家族の皆様へ
産科医療補償制度の申請期限は
満5歳の誕生日までです



補償対象 次の①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります。

①	2014年12月31日までに出生したお子様の場合 2015年1月1日以降に出生したお子様の場合	在胎週数33週以上で出生体重2,000g以上、または在胎週数28週以上で所定の要件 在胎週数32週以上で出生体重1,400g以上、または在胎週数28週以上で所定の要件
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ	
③	身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ	

※生後6ヶ月未満で亡くなった場合は、補償対象となりません。
※2014年12月31日までに出生したお子様の場合と2015年1月1日以降に出生したお子様の場合は、在胎週数28週以上の「所定の要件」が異なります。
●補償対象と認定されると、補償金が支払われるとともに、脳性まひ発症の原因分析が行われます。
●詳細については、出生した分娩機関または下記お問い合わせ先までご相談ください。

お問い合わせ先

産科医療補償制度専用コールセンター 0120-330-637
産科医療補償制度ホームページ <http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>

公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care



産科医療補償制度のポスター

【補償対象基準】①から③を満たす場合(1)

① 在胎週数32週以上で出生体重1400g以上の場合、また

り、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることも目的としています。2009年に創設され、(公財)日本医療機能評価機構によって運営されています。制度の概要については次の通りです。

- ② 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ
 - ③ 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ
- ※2015年1月1日以降に出生したお子さまの補償対象基準です。

【補償内容】

準備一時金と補償分割金を合わせて総額3000万円の補償金が支払われます。

【補償申請期限】

補償申請期限は、お子さまの満5歳の誕生日までとなります。補償申請等に関しては、産科医療補償制度専用コールセンターまでご相談ください。

制度創設10周年目を迎え

本制度は今年で創設10周年目を迎え今年6月末で、補償対象件数は2404件、作成された原因分析報告書は1962件となつています。過去に実施した原因分析報告書に関するアンケートでは、「とても良かった」「まあまあ良かった」の評価が、保護者からは65%、分娩機関からは75%でした。